

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援します。
事業概要	<p>【事業主体】 農協、営農集団、農業法人・認定農業者 等</p> <p>【事業内容】 以下の取組を支援します。</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>①先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等)</p> <p>②高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外(トラック、フォークリフト、動力噴霧機等)</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備 ・「イバラキング」メロンの贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウスの施設及び非破壊糖度計の導入支援。</p> <p>(3) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入 ・有機農産物の生産拡大に向けた生産、出荷調整の機械やパイプハウス(骨材と被覆材)等の導入支援。</p> <p>【主な補助要件】</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>①受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は農業法人・認定農業者が1戸以上であること。</p> <p>②事業費が160万円以上であること。</p> <p>③事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、または生産コストの3%削減が見込めること。</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備</p> <p>①高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質ツル付き「イバラキング」の栽培に取り組むこと。 ・当該事業により生産したメロンの都内高級店等での試験販売に取り組むこと。 <p>②輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。 ・過去3年間において輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。 ・生産した果実の輸出に取り組むこと。

(3) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入

- ①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者
- ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること
- ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。
- ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積、有機 JAS 認証農産物の販売金額、出荷量、平均収量、平均単価のいずれかにおいて、5%以上の向上が見込めること。
なお、有機 JAS 認証面積以外の項目を選択した場合には、目標年次までに下限は設けずに同面積を向上させること 等

〔補助率〕

- (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内
- (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内
- (3) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入：本体価格の 1/2 以内

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、
 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕

産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

露地野菜G TEL：029-301-3950

農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931

露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい

事業名	露地野菜産地イノベーション推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【販路拡大】
事業要旨	実需者や消費者から選ばれる産地になるよう、差別化商品づくりや需要がある品目への転換、出荷予測システムの導入等、産地の革新的な取組を支援する。
事業概要	<p>〔事業主体〕 農業者が組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕 マーケットインの視点による農林水産物の品質・価値の向上を図るとともに、市場セグメントごとに他産地には真似できない「強み」を確立し、実需者や消費者に選ばれる産地づくりに必要な、差別化商品・加工品等の開発、需要がある品目への転換、認証 GAP の取得、商談会への参加等を通じた販路開拓、出荷予測システムの導入など、これらの取組に必要な機械導入や施設整備を行う。</p> <p>〔補助要件等〕 (1) 事業申請時点で、れんこん、はくさい、キャベツ、レタスを生産、出荷又は販売している産地であること。 (2) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。 (3) 実需者や消費者から選ばれる産地づくりのための事業実施主体、企業、大学、行政機関等による連携推進組織を設置すること。</p> <p>〔対象経費〕 (ソフト事業) 専門家等謝金、市場調査等旅費、借上料、資材等購入費、商品 PR 等印刷製本費、通信運搬費、デザイン等委託料、分析・イベント出展等手数料、専門家等賃金 (ハード事業) 施設・機械整備費（リース導入も可、但し本体価格のみを対象）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 (補助限度額) 1 事業実施主体あたり 1,000 万円とする。 但し、ソフト事業のみ実施する場合には、補助上限額の目安を 500 万円とする。 (補助率) ソフト事業：定額、ハード事業：1/2 以内</p> <p>〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 産地振興課 露地野菜 G：029-301-3950</p>

団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業（小麦・大豆の国産化の推進）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村等</p> <p>〔事業内容〕 産地と実需が連携して行う麦・大豆の団地化・生産性の向上に向けて、団地化の推進経費、営農技術の導入、農業機械等の導入、市町村における推進経費を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と実需者が連携して麦・大豆国産化プランが策定されていること。 ・生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 ・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。 <p>〔対象事業・対象経費〕</p> <p>1 麦・大豆生産技術向上対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 生産性向上の推進 作付けの団地化の取組にあたり、地域での話し合い等に必要となる経費を補助する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新たな営農技術等の導入 麦・大豆生産に係る課題解決に向け、先進的な営農技術を導入する取組に対して補助する。（湿害対策技術、土壌診断に基づく土づくり、需要に応じた新品種の導入等）</p> <p>2 麦・大豆機械導入対策 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標達成に必要な機械・施設の導入等を支援する。</p> <p>3 麦・大豆生産・加工施設整備対策 国産麦・大豆を不作時に供給するための乾燥調製施設の整備等を支援する。</p> <p>〔補助率・補助限度額〕</p> <p>1 麦・大豆生産技術向上対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 生産性向上の推進：定額（50ha 未満：1,000 千円、50ha 以上 150ha 未満：2,000 千円、150ha 以上：3,000 千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新たな営農技術等の導入：定額（合計 10,000 円/10a 以内）</p> <p>2 麦・大豆機械導入対策 機械・施設の導入等：1/2 以内（50 万円以上 5,000 万円未満）</p> <p>3 麦・大豆生産・加工施設整備対策 乾燥調製施設等の整備：1/2 以内（事業実施計画あたり 15 億円以内）</p> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕</p>

農業用機械・施設を整備したい

事業名	経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援交付金）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 融資主体型補助事業 融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に、融資残に補助金を交付することで、主体的な経営展開を支援します。 助成対象者：地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地区に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業 融資主体補助型に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への補助金の積み増しによる金融機関への債務保証の拡大を支援。 助成対象者：県農業信用基金協会</p> <p>(3) 条件不利地域補助型 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。 助成対象者：農家3戸以上で組織する団体、農協、土地改良区など</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 融資主体補助型 助成対象者が自らの経営において使用するために融資を受けて行う取組であること等。</p> <p>〔対象経費〕 事業費が整備内容ごとに50万円以上</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>(1) 融資主体型補助事業 融資残額（事業費の3/10上限） 一般タイプ：300万円、600万円等（※） 先進的農業経営確立支援タイプ：個人1,000万円、法人1,500万円 ※目標地区に位置づけられた者で、目標年度の経営面積が基準以上の場合</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業 定額</p> <p>(3) 条件不利地域補助型 1/2以内（4,000万円上限）</p> <p>〔問合せ先〕 農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833 または、最寄りの農林事務所 企画調整部門 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9164</p>

効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、幅広い農作物を対象として支援します。
事業概要	<p>【事業主体】 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>【事業内容】 (1) 整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。 (2) 基金事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。</p> <p>【補助要件】 ・ 支援対象： 地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・ 面積要件： 水稲 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5ha、露地花き 5ha、施設花き 3ha、特用林産物 2ha 等であること （中山間地域等においては、要件の緩和あり） ・ 機械のリース導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・ 施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が 1.0 以上であること。 ・ 事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を選定し、現状と目標をポイント化してポイントの高い順から事業を採択。</p> <p>【対象経費】 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な、機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等 （水稲乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等）</p> <p>【補助限度額・補助率】 ・ 補助限度額：取組主体事業計画の 1 年度当たりの上限額は 2 0 億円 ・ 補助率：1/2 以内（ただし、品目や整備する施設等により異なる）</p> <p>【問合せ先】 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>

効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業（国産シェア拡大対策（園芸作物等））
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	園芸作物の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの構築、生産体制の合理化、出荷作業・流通の合理化及び加工・業務用野菜等の需要拡大等を総合的に支援します。
事業概要	<p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加工・業務用野菜産地育成推進 <ol style="list-style-type: none"> ①サプライチェーン構築支援 ②生産体制合理化整備事業 2 流通体制合理化整備事業 3 野菜加工施設整備事業 <p>〔事業実施主体・補助要件等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加工・業務用野菜産地育成推進 <p>[対象品目] 野菜</p> <p>[事業実施主体]</p> <p>農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。）</p> <p>※受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上</p> <p>※実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること</p> <p>[取組内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サプライチェーン構築支援 <p>加工・業務用野菜の産地が実需者等と連携してサプライチェーン構築に必要な次の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産計画の策定 ※必須 ・産地事例等調査、品種選定、栽培技術の確立に係る実証試験（生分解性マルチ含む） ・GAP・トレーサビリティシステムの導入実証 等 ②生産体制合理化実践支援 <p>加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業機械、予冷・貯蔵庫等のリース導入</p> <p>[主な補助要件等]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サプライチェーン構築支援 <ul style="list-style-type: none"> ・実需者ニーズに応じた野菜に転換し、一定の生産数量を確保すること。 ・目標年度以降も加工・業務用として実需者への販売が見込まれること。 等 ②生産体制合理化実践支援 <ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業機械、設備等のリース導入であること。 ・実需者ニーズに応じた野菜に転換し、一定の生産数量を確保すること。 等 <p>[補助率]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サプライチェーン構築支援 <p>定額（上限額 面積要件なし）</p> ②生産体制合理化実践支援

1/2以内(補助限度額5千万円、本体価格50万円以上、面積要件なし)

2 流通体制合理化整備事業

[対象品目] 野菜、果樹、いも類(でんぷん原料用かんしょを除く)

[事業実施主体]

市町村、公社、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体(農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。)、民間事業者(いわゆる中小企業(中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者(大手民間事業者)を除く者)のみを対象)、特認団体、コンソーシアム

※受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上

※実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること

[取組内容]

既存集出荷貯蔵施設の11パレットの導入に必要な導線の変更に伴うレール改修等の施設改良やパレタイザー等の導入、青果物流通拠点施設の整備

[主な補助要件等]

・民間事業者が実施する場合は産地との基本契約(※3年間の品目、時期、量の書面契約)が必要

・面積要件あり(産パ共通基準:露地野菜10ha、ただし、中山間地等は5ha)等

[補助率]

1/2以内(事業費は20億円以下。下限なし。)

3 野菜加工施設整備事業

[対象品目] 野菜

[事業実施主体]

市町村、公社、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体(農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体を含む。代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。)、民間事業者(いわゆる中小企業(中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない者及びこれらの者から出資を受けた者(大手民間事業者)を除く者)のみを対象)、特認団体、コンソーシアム

※受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上

※実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること

[取組内容]

農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取り扱う取組に限る。

[主な補助要件等]

・面積要件あり(産パ共通基準:露地野菜10ha、ただし、中山間地等は5ha)

・民間事業者が実施する場合は、産地との基本契約(※3年間の品目、時期、量の書面契約)が必要等

[補助率]

1/2以内(事業費は5千万円以上、20億円以下。)

[問合せ先]

お住まいの市町村の農政主管課

最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課

〔 県北:0294-80-3303、県央:029-221-3034、鹿行:0291-33-4117、
 県南:029-822-7086、県西:0296-24-9169 〕

産地振興課 農産・特産振興G(029-301-3921)、施設野菜・果樹花きG(029-301-3954)
 露地野菜G(029-301-3950)

生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの強い農業づくり総合支援事業）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	競争力のある産地づくりを推進するため、販売量の増大や、高付加価値化による販売価格の向上、生産/流通コストの低減等、生産力強化の取組に必要な大規模共同利用施設の整備を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村、公社、農業者の組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕 高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組等に必要な施設の整備・再編を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：5千万円以上(農業機械は対象外)であること。 ・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。 ・受益面積：水稲50ha以上、麦30ha以上、大豆20ha以上、果樹10ha以上、露地野菜10ha以上、施設野菜5ha以上、露地花き5ha以上、施設花き3ha以上等であること。 ・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。 <p>〔対象経費〕 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な、大規模共同利用施設等の整備に係る経費</p> <p>〔補助率〕 補助率：1/2以内等</p> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>

ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。
事業概要	<p>【対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体：都道府県 ・取組主体：都道府県、市町村 等 <p>【対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備・事業継続計画の策定に係る検討会の開催、推進に向けた講習会の開催 等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 <ol style="list-style-type: none"> (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催 ・被災後に協力体制や自力施工技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組 (2)既存ハウスへの被害防止対策【対象:今後10年以上利用が見込まれるハウス】 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス本体の補強(筋交い直管、タイバー等の設置) ・防風ネットの設置、非常用電源の導入 等 <p>【補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ・2戸以上の農業者から構成されていること。 ・既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備を実施すること。 ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること。 ③ 対象となるハウスについて園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。 ④ 対象となるハウスは今後10年以上利用するものであること。 ⑤ ハウス本体に直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策をすること。 <p>【対象経費】</p> <p>資材費、役務費、機械設備費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費 等</p> <p>【補助率等】</p> <p>補助率：1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備：定額 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額 (2)既存ハウスへの被害防止対策：1/2以内</p> <p>【問合せ先】</p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 (県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、) (県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169)</p> <p>産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

輸出先国の規制に対応した食品加工施設を整備したい

事業名	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業【国補】
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応に必要な施設・機器の整備を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 ※法人格を有する農林漁業者が製造・加工・流通などの事業を行う場合も含まれます。</p> <p>〔事業内容〕 (1)施設等整備事業 輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応に必要な施設・機器の整備を支援します。 ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分が交付対象となります。 (2)効果促進事業 (1)の施設・機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等の経費を支援します。</p> <p>〔補助要件等〕 ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 ・HACCP チームが編成されており、メンバーに HACCP 研修受講者を含むこと。 ・輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること。 ・目標年度の輸出額を、現状より 20,000 千円以上増やすこと。 等</p> <p>〔対象経費の例〕 (1)施設等整備事業 ・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修 ・エアシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入 ・温度管理を要する装置・設備の導入 (2)効果促進事業 ・コンサルティングの導入</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 (1)補助率 ・1/2 以内 (2)補助額上限・下限 ・下記問合せ先に御確認ください。 ※予算は事業計画の内容により国が決定します。</p> <p>〔問合せ先〕 営業戦略部 販売戦略課 TEL:029-301-3966</p>

営農型太陽光発電にモデル的に取り組みたい

事業名	地域循環型エネルギーシステム構築事業【国補】
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、営農型太陽光発電のモデル的取組支援等、持続的な食料システム構築への取組を支援します。
事業概要	<p>営農型太陽光発電のモデル的取組支援</p> <p>〔事業主体〕 要件[補助要件等（１）]を満たす協議会</p> <p>〔事業内容〕 次の取組を支援する。 ①推進会議の開催（必須） 関係者で地域モデルの検討、事業成果のとりまとめを実施する推進会議の開催。 ②課題解決に向けた調査等（必須） 発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度、設置場所の調査、先進地区の視察等を実施。 ③発電設備の導入（任意）</p> <p>〔補助要件等〕 （１）協議会については、「農業者」、「発電事業者」、「都道府県」、「市町村、農業委員会又は地域の農業者の組織する団体」を必須構成員とし、協議会の運営等に係る規約を定めていること。 （２）地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入又は地域モデルの構築までを確実に遂行できる計画となっていること。 （３）事業実施主体及びその構成員は、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有しているものによる体制が確保されていること。 （４）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。 （５）営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること。 （６）モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。 等</p> <p>〔対象経費・上限額〕 ・①、②に係る経費：上限 200 万円 ・③に係る経費：補助率 1/2 以内、上限 800 万円</p> <p>〔補助率〕 定額（国 10/10 ※発電設備に係る経費のみ 1/2 以内）</p> <p>〔問合せ先〕 農業政策課 戦略推進G TEL:029-301-3828 最寄りの農林事務所 企画調整課 県北 TEL:0294-80-3301 県央 TEL:029-221-3012 鹿行 TEL:0291-33-6285 県南 TEL:029-822-7083 県西 TEL:0296-24-9164</p>

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらきオーガニックステップアップ事業
分類	【機械・施設整備】【販路拡大】【環境保全型農業】【水田・畑作・園芸】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、有機農業モデル団地の整備や市町村等が主体となる有機農業産地づくり、荒廃農地等を活用した生産環境整備やニーズに応じた新商品開発等を支援します。
事業概要	<p>1 有機農業のモデル団地育成支援（県北地域）</p> <p>〔取組主体〕 農業者、農業者の組織する団体等</p> <p>〔事業主体〕 市町村等</p> <p>〔事業内容〕 県北地域における大規模有機モデル団地の整備（5～10ha 規模）に必要なパイプハウス資材や農業機械のリース導入支援 等</p> <p>〔補助要件〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・面積要件等：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） （機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること）</p> <p>〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入 等</p> <p>〔補助率等〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内</p> <p>2 地域における有機農業産地づくり支援</p> <p>〔事業主体〕 市町村等</p> <p>〔事業内容〕 市町村が主体となって、生産から消費まで地域の多様な関係者とともにとり組む有機農業の産地づくりを支援</p> <p>〔補助要件〕 有機農業実施計画の策定、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等</p> <p>〔対象経費〕 備品費、調査等旅費、研修等参加費、有機 J A S 認証取得費用、謝金 等</p> <p>〔補助率等〕 定額（取組年度ごとに上限設定あり、機械リース費に係る経費のみ 1/2 助成）</p> <p>3 荒廃農地等集約・環境整備支援</p> <p>（1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援</p> <p>〔事業主体〕 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等</p> <p>〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援</p> <p>〔補助率等〕 1/2 以内（上限 100 千円/10a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10a、同上限 350 千円/10a）</p> <p>（2）農地貸付協力金</p> <p>〔事業主体〕 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等</p> <p>〔事業内容〕 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付</p> <p>〔補助率等〕 定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上 20 千円/10a）</p> <p>（3）有機農業転換ほ場の環境整備支援</p> <p>〔事業主体〕 市町村等</p> <p>〔事業内容〕 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援</p> <p>〔補助率等〕 定額（20 千円/10a）</p>

4 有機農産物の供給能力向上支援

〔取組主体〕市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等

〔事業主体〕市町村等

〔事業内容〕事業実施期間中に有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者の認証取得に係る経費を支援

〔補助要件〕有機 JAS 認証面積が 30a 以上となること等

〔対象経費〕①有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費

〔補助率等〕：定額①上限 10 千円、②上限 140 千円

※別事業において、有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入支援あり。
(儲かる産地支援事業参照)

5 有機農産物新商品開発チャレンジ支援

〔事業主体〕認定農業者等

〔事業内容〕原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援

〔補助率等〕1/2（補助上限 1,600 千円）

6 土づくりの推進支援※1

〔取組主体〕農業者、農業者の組織する団体、民間事業者

〔事業主体〕市町村等

〔事業内容〕地力の向上を目的として、堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援

〔補助要件〕県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられ目標の達成

〔対象経費〕堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等

〔補助率等〕定額。堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入 1/2 以内

※1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。

※2 本事業（全 6 メニュー）については、令和 6 年度要領等制定前であるため、本掲載内容については、今後変更の可能性があります。

〔問合せ先〕

県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117

県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174（園芸）、0296-24-9162（農産）

農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931